

令和3年10月5日

太田市長 清水 聖 義 様  
(市民生活部尾島行政センター)

太田市指定管理者候補者審査委員会

委員長 木 村 正 一

公の施設の指定管理者候補者の審査結果について（報告）

標記の件について、令和3年9月7日付け尾行第7号で依頼のありました公募施設の指定管理者候補者の審査を令和3年10月1日に行いましたが、その結果は下記のとおりですので報告します。

記

1 公の施設の名称

太田市世良田生涯学習センター

2 審査結果

公益社団法人 太田市シルバー人材センターを太田市世良田生涯学習センターの指定管理者候補者に選定することを適当と認める。

3 指定管理者候補者の審査経過及び審査結果の詳細

別紙のとおり

(別紙)

指定管理者候補者の審査経過及び審査結果

1 公 の 施 設	名 称：太田市世良田生涯学習センター 所在地：太田市世良田町1535番地4
2 指 定 の 期 間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで（3年間）
3 申 請 者	公益社団法人 太田市シルバー人材センター
4 指 定 管 理 者 の 候 補 者 と して 適 当 と 認 め る 者	名 称：公益社団法人 太田市シルバー人材センター 所在地：太田市下小林町387番地 代表者：理事長 天笠 秀男
5 審 査 日	令和3年10月1日（金）
6 審 査 方 法	担当部課長より事業概要の説明を受けたのち、申請者から説明を受け、 審査基準及び採点表により採点を行い、総合的に審査を行った。
7 申 請 者 の 審 査 基 準 及 び 採 点 表 に よ る 得 点	合計得点405点（500点満点）
8 審 査 経 過 及 び 審 査 結 果	<p>当該施設の指定管理者候補者の審査に当たっては、事業計画、収支計画等について、選定基準に基づき審査を行った。</p> <p>申請者は1者のみであり、申請者の事業計画、収支計画等について採点表による得点が基準点（合計得点250点）を超え、総合的に適当と認められることから、申請者を当該施設の指定管理者候補者に選定することを適当と認めた。</p> <p><b>【選定理由】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>申請者は太田市新田勤労会館の指定管理者であり、適切に施設の管理運営を行っている。また、申請書類から当該施設の運営についても適切に行える団体として認められる。</li></ul> <p><b>【意見及び要望】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>地域の生涯学習の拠点として、住民に幅広く活用されている施設であり、今後も地域に密着した施設となるよう施設運営に努めていただきたい。</li><li>申請者には様々な有資格者が在籍していることから、適材適所に人員配置し、施設の維持管理を行っていただきたい。</li><li>近年様々な補償が議論となる中で、所有者責任と管理者責任について、所管課と指定管理者の間で整理し、賠償保険等検討していただきたい。</li></ul>